

事業報告書

(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 さくらウィメンズクリニック
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市佐伯区五日市駅前一丁目5番18-402号
- (3) 設立認可年月日 平成31年2月13日
- (4) 設立登記年月日 平成31年3月11日

(5) 役員に関する事項

	氏 名	備 考
理 事 長	大下 孝史	さくらウィメンズクリニック管理者
理 事		
〃		
〃		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床 数
診療所	さくらウィメンズ クリニック	3410224723	広島市佐伯区五日市駅前一 丁目 5番18-402号	なし

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和6年 2月22日 令和5年度決算の承認、役員重任の承認
令和6年 12月31日 令和7年度予算の決定

様式3-4

法人名 医療法人 さくらウイメンズクリニック
 所在地 広島市佐伯区五日市駅前一丁目5番18-402号

※医療法人整理番号 02449

貸借対照表

(令和 6 年 12 月 31 日 現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	84,115	I 流動負債	12,728
II 固定資産	35,778	II 固定負債	49,924
1 有形固定資産	31,535	負債合計	62,652
2 無形固定資産	667	純資産の部	
3 その他の資産	3,576	科目	金額
		I 基金	10,000
		II 積立金	47,240
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	57,240
資産合計	119,892	負債・純資産合計	119,892

様式4-2

法人名 医療法人 さくらウイメンズクリニック

※医療法人整理番号 02449

所在地 広島市佐伯区五日市駅前一丁目5番18-402号

損 益 計 算 書

(自令和 6 年 1 月 1 日 至令和 6 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
業務事業損益	
1 事業収益	122,673
2 事業費用	108,508
業務事業利益	14,165
II 事業外収益	684
III 事業外費用	3,759
経常利益	11,089
IV 特別利益	0
V 特別損失	284
税引前当期純利益	10,805
法人税等	2,418
当期純利益	8,387

様式2

法人名 医療法人 さくらウイメンズクリニック
所在地 広島市佐伯区五日市駅前一丁目5番18-402号

医療法人整理番号 02449

財 産 目 録

(令和 6 年 12 月 31 日 現在)

1. 資 産 額 119,892 千円
2. 負 債 額 62,652 千円
3. 純 資 産 額 57,240 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	84,115
B 固 定 資 産	35,778
C 資 産 合 計 (A+B)	119,892
D 負 債 合 計	62,652
E 純 資 産 (C-D)	57,240

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 医療法人さくらウィメンズクリニック
 所在地 広島市佐伯区五日市駅前一丁目5番18-402号

※医療法人整理番号 02449

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監事監査報告書

医療法人さくらウィメンズクリニック
理事長 大下 孝史 殿

私は、医療法人さくらウィメンズクリニックの令和6会計年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所事務室において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年2月25日

医療法人さくらウィメンズクリニック

監事

